

平成26年度社会福祉法人あま市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

あま市社会福祉協議会として、地域を取り巻く社会・経済情勢の変化に対処するとともに、誰もが安心して生活できる地域福祉を創造することが求められています。

都市化や核家族化などによる地域社会の変化や少子高齢化をはじめとして、社会が大きく変化し、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化があります。

こうしたなか、地域社会の成り立ちも大きく変わってきており、「無縁社会」や「孤独死」「虐待」「ひきこもり」など新たな福祉問題も明らかになり、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減り、地域住民同士の付き合いが少なくなっています。

そのため、ボランティアなどの新しい考え方も入れながら、変化する地域社会の流れに適した新たな地域のつながりが求められるようになってきました。

地域での助け合いに代表される「地域福祉活動」や「震災に対応する備え」は重要性を増しており、地域住民の地域福祉に対する意識も高まっています。

今後、想定される超少子高齢化社会に向けて、福祉課題に的確に応えるため、あるべき姿の実現に向けて、事業展開することを目的に活動を行います。

2 個別事業（別紙参照）

主な新規事業として、以下のとおりです。

○ふれあい・いきいきサロン推進事業

地域に居住する高齢者等が、生きがい・健康づくりを気軽に行うことができ、地域においての閉じこもりや孤立化を防止する為の身近な活動拠点の場としてサロンを実施し、家庭における自助努力の助長を目的とします。

また、地域住民と社会福祉協議会及び福祉関係機関等との連携を強化し、あま市内の福祉ネットワーク化を図ります。

○障害福祉サービス事業「基準該当生活介護」

あま市美和総合福祉センターすみれの里内にある「美和デイサービスセンター」において、障害のある方への福祉サービスを新たに展開致します。

障害者総合支援法に基づくサービスとして、常時介護を必要とする障がいのある方に、入浴や排泄、食事等の介護や、創作活動、生産活動等の機会を提供します。

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等を行うことを目的とします。

| 区分 | 事業名 | 摘要 | |
|----------|----------------------|---|---|
| | | 事業の概要 | 事業内容 |
| 法人運営 | 会員募集 | 社協における会員は、地域福祉の推進や社協事業に賛同し、会費を納入する「賛助会員」と同様な性格を有するもので、地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があります。さらに、地域住民に対する情報提供や相談、社協事業への参加や意見聴取等を通じて、社協事業への認識と協力を大きく進めます。 | 強化月間（7月、8月） 法人会員（法人及び事業所等） 年額 1口 3,000円 普通会員（個人） 年額 1口 500円 |
| | 社協だより | 地域住民に社会福祉協議会を知ってもらうための広報であり、福祉の情報を発信致します。 | 年4回発行 平成26年4月、7月、10月 平成27年1月 |
| 企画・広報 | 社協ホームページ | 最新情報を掲載するほか、各種機会を通して広告掲載の募集をします。 | 毎月更新 バナー広告の掲載 |
| | 平和祈念式典 | 戦没者及び戦争犠牲者並びに、今日のあま市を築いた市内の物故者に哀悼の意を表すとともに、あま市はもとより世界の恒久平和を祈るために平和祈念式典を実施します。 | 期 日 平成26年8月2日（土） 場 所 甚目寺公民館 大ホール |
| 地域福祉推進事業 | 老人給食サービス (ふれあい給食) | 市内在住で概ね70歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者に給食サービスを実施することにより参加者相互の交流の機会を設けて、閉じこもりの防止や孤独感の解消と健康保持を図り、老人福祉を増進します。 | 実施日 毎月第1・第3水曜日 場 所 七宝総合福祉センター 利用者負担金 1回 300円 |
| | 配食サービス | あま市在住のひとり暮らしの高齢者（65歳以上）、高齢者世帯、身体障がい者のみの世帯、知的障がい者のみの世帯で、食事をつくるのが困難な方を対象に、配食サービスを実施する。このサービスにより、健康維持及び安否確認を行い、居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。 | 実施日 毎週火曜日・土曜日 利用者負担金 1回 300円 |
| | 寝具洗濯乾燥消毒サービス | あま市内在住の概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方を対象に在宅介護上必要な寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施することにより、その福祉の増進に資することを目的とします。 | 実施回数 毎月1回(うち洗濯は年2回) 1回につき寝具4枚まで 利用者負担金 無料 |

平成26年度あま市社会福祉協議会事業計画(個別事業)

| 区分 | 事業名 | 摘要 | |
|----------|-------------------|--|---|
| | | 事業の概要 | 事業内容 |
| 地域福祉推進事業 | 車いす貸出 | あま市内在住の他制度を利用できない方で、疾病・外泊等により車いすを必要とする方に車いすを貸出し、日常生活の便宜や社会参加の促進と福祉の向上を図ります。 | 貸出期間 原則として、1ヶ月以内。ただし、期間内であっても車いすを必要としなくなった場合は速やかに返却する。 費用 無料。返却時に破損している場合は、利用者は修繕費を実費負担する。 |
| | 車いす専用車貸出 | あま市在住の車いす利用の障がい者、高齢者並びにその家族に、車いす専用車の貸出しを行い、日常生活の便宜や社会参加の促進を図る。 | 貸出期間 1日：月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで 日曜日、国民の祝日 1月 1日～ 4日 } は除く。 12月 28日～31日 } 費用 無料。ただし、次に該当する費用は申請者の負担となる。 ※通行費・駐車料及びその他の費用 ※貸出しを受けている期間中に発生した事故等による車両の修繕費 |
| | ふれ愛エンゼルシッター | 社会全体で子育ての支援をすることを目的に、各種事業に職員や専門員を派遣するなどの活動を展開しています。 | あま市内の公共施設（公民館・体育館・保育園）等で開催する各種教室や講演会等へシッターを派遣します。 |
| | 福祉教育 (社会福祉協力校) | 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉に対する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高める。 ボランティア・社会連帯の精神を養うとともに、あわせて地域社会との連携を深め「住みたくなるまちづくり」を目的に社会福祉協力校に委嘱する。 | 対象 あま市内 小学校 12校 中学校 5校 高等学校 2校 内容 福祉実践教室など社会福祉関連事業の実施 |
| | 健康福祉まつり | 健康相談・ボランティア活動紹介・演芸・福祉バザー・ゲーム等を通じて地域福祉の啓蒙と健康に関する理解を深める。多くの市民が参加することによって「住みたくなるまちづくり」を目指します。 | 期日 平成26年11月9日(日) 場所 甚目寺総合福祉会館(予定) |
| | 支えあいネットワーク事業 | 市内在住のひとり暮らし高齢者(65歳以上)、高齢者のみの世帯を対象に住み慣れた地域で安心して生活できるように自宅の外観点検といった見守り活動、実際に声をかける声かけ活動を実施しています。 | 実施日 ボランティアの方が随時活動 |

平成26年度あま市社会福祉協議会事業計画(個別事業)

| 区分 | 事業名 | 摘要 | |
|----------|-----------------------------|---|--|
| | | 事業の概要 | 事業内容 |
| 地域福祉推進事業 | ふれあい・いきいきサロン推進事業 | 地域に居住する高齢者等が、生きがい・健康づくりを気軽に行うことができ、地域においての閉じこもりや孤立化を防止する為の身近な活動拠点の場としてサロンを実施し、家庭における自助努力の助長を目的とします。 また、地域住民と社協及び福祉関係機関等との連携を強化し、あま市内の福祉ネットワーク化を図ります。 | 地域住民の主体的な互助活動を基本とし、地域住民たる実施団体と参加者が協働で企画、運営を行い、地域住民の手で支える互助の地域作りによる地域力の増強を促進します。 サロンを新規開設する場合等に「サロン推進助成金」を設けて、地域にサロンが広がるように支援を行います。 サロン設置状況 (H.26.03.19現在) 市内：18か所 |
| 共同募金配分事業 | 身体障がい者ふれあい大会 (グラウンド・ゴルフ) | 誰でも楽しめるスポーツであるグラウンド・ゴルフを通じて、身体に障がいをもった方たちとの“ふれあい”を深めることを目的とします。 | 期 日 平成26年6月7日(土) 場 所 森グラウンド 対象者 市内在住の身体に障がいのある人 |
| | 福祉団体の野外研修 | 市内に在住の各種福祉団体の会員が研修を通じて「あらゆる分野での参加が保障される平等な社会実現」を目指し、交流を図ります。 | 子ども会親子ふれあい遠足 期 日 平成26年8月 ひとり親家庭等野外研修 期 日 平成26年9月 身体障がい者野外研修 期 日 平成26年10月 心身障がい者野外研修 期 日 平成26年11月 |
| | 三世代交流大会 | 三世代間の交流を図り、健康・友愛・活力をテーマとして三世代交流大会を実施し、地域間のつながりと地域福祉の充実を進めます。 | 期 日 平成27年2月 場 所 七宝総合体育館(予定) 対 象 各地区(旧大字区) |
| | 地域福祉活動計画の進捗・評価 | 本活動計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年となります。計画策定後は、進捗状況などを継続して点検・評価・分析し、必要な見直しを行っていくものとします。 | 地域福祉活動計画策定委員会を開催して、進捗状況を確認して、点検・評価・分析を行います。 開催は、年1回程度を予定 |
| ボランティア事業 | ボランティア団体育成・助成 | 幅広い市民の地域活動への主体的な参加を促進し、ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア活動を行う団体に対する助成を行います。 | 助成予定団体 15団体 あま市ボランティア連絡協議会並びに福祉活動を目的とした団体を対象に助成します。 |
| | ボランティアセンター事業 | 地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進などさまざまな支援を行います。 また、あま市との連携・協働を図り、センターの運営、活動支援、市民活動に積極的な展開を行います。 | ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付などを行います。 ボランティア・市民活動の推進を図ります。 各種養成講座を行い、人材育成を行います。 |

| 区分 | 事業名 | 摘要 | |
|--------|----------|---|--|
| | | 事業の概要 | 事業内容 |
| 介護保険事業 | 介護保険サービス | 寝たきりや認知症などにより介護が必要な方や家事や身のまわりのことなど、日常生活上の支援が必要な方に福祉サービスの提供を行います。 | <p>居宅介護支援事業所 介護支援専門員を配置し、要介護認定等申請の代行や介護サービス計画の作成及び介護サービスを利用する時の相談窓口を行います。</p> <p>訪問介護事業所（ホームヘルプサービス） ヘルパーが家庭を訪問し食事、入浴、排泄の介助や炊事、清掃、洗濯といった家事など日常生活上の手助けを行います。</p> <p>通所介護事業所（デイサービス） 施設に通い、食事・入浴の提供や、日常動作訓練などを行います。</p> <p>平成26年4月1日から美和デイサービスセンターにおいて基準該当生活介護を新規に事業展開して、福祉課題の解決に努めます。</p> |
| 施設管理 | 指定管理受託施設 | 総合福祉センターが公の施設であることを常に念頭におき、公平な利用に供し、安定的かつ継続的なサービスの提供とその向上に努めます。 | <p>老人福祉センター 健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与する。</p> <p>デイサービスセンター 在宅要援護老人等に対し施設で、食事・入浴等を行います。</p> <p>七宝福祉作業所・美和ひまわり作業所 くすのきの家・くすのき家（西館） 心身障がい者に必要な訓練を行い、かつ実際に作業を行い収入を得て、自活を図ります。</p> <p>地域福祉センター 地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種相談、入浴・給食サービス、ボランティアの養成及び活動の場の提供等、住民の参加の下に、地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的に実施します。</p> |
| 相談支援事業 | 障害相談支援 | <p>障害相談支援事業体制の充実 指定特定相談支援事業、児童・障害児相談支援事業として、身体・知的・精神に障がいのある人を対象に支援活動を行います。</p> <p>相談支援専門員が、障がいのある人に対して「サービス等利用計画」または「障害児支援利用計画」を作成し、各種サービスに結び付ける体制を導入しています。</p> | <p>利用者の有する能力及び適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう身体障がい者・知的障がい者等の相談・サービスの提供等を行います。</p> <p>①総合的な相談支援 ②福祉サービスの利用援助及びサービス等利用計画の作成 ③社会資源を活用するための支援 ④社会生活力を高めるための支援 ⑤生活の継続に必要な直接的な支援 ⑥専門機関との連携・紹介 ⑦障害者総合支援協議会への協力</p> |

| 区分 | 事業名 | 摘要 | |
|-------------|------------------------------|--|---|
| | | 事業の概要 | 事業の内容 |
| 障害福祉サービス事業 | 就労継続支援B型 | 雇用されることが困難な知的障がい者に、社会参加の場を提供し、生産活動及び生活指導等の支援を行います。 | 就労継続支援B型事業 生産活動による職業訓練および日常生活指導等を実施します。 |
| | 生活介護 | 常時介護等を必要とする知的障がいの方が安定した生活を営めるように介護や日常生活上の支援を行います。 | 生活介護事業 創作活動や日常生活訓練を中心としたプログラムを提供し、身辺自立や社会性の向上を目指します。 |
| 総合相談・生活支援事業 | 心配ごと相談 | 広く地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源を有効に活用できるように適切な助言・援助を行い、住民の福祉の増進を図ります。 | 実施日及び場所 第1木曜日 美和総合福祉センター 第2木曜日 甚目寺総合福祉会館 第3木曜日 七宝総合福祉センター ※都合により開催日を変更する場合があります。 相談員：民生委員・児童委員、主任児童委員 内容：相談受付・助言等 |
| | 法律相談 | 愛知県弁護士会と業務委託契約を結び、相談者へ専門的な立場から相談に応じ、意見を述べ、または助言を与える事務を行います。 | 実施日及び場所 第1・3木曜日 甚目寺総合福祉会館 第2木曜日 美和総合福祉センター 第4木曜日 七宝総合福祉センター ※都合により開催日を変更する場合があります。 相談員：弁護士 内容：法律相談等（予約制） |
| | 司法書士による相続・登記相談 | 愛知県司法書士会と共同主催にて事業実施し、専門的な立場から相談に応じ、意見を述べ、または助言を与える事務を行います。 | 実施日及び場所 毎月最終木曜日 甚目寺総合福祉会館 偶数月最終木曜日 美和総合福祉センター 奇数月第二木曜日 七宝総合福祉センター ※都合により開催日を変更する場合があります。 相談員：司法書士 内容：相続・登記等（予約制） |
| | 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業) | 日常生活に不安を抱える高齢者、障がいのある人に対する支援を行います。基幹的社会福祉協議会と連携して、円滑に自立支援サービスを提供します。 | 基幹的社会福祉協議会職員（専門員）と連携して以下のサービスを実施します。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス |
| 貸付事業 | 生活福祉資金貸付事業 | 低所得世帯等に対して、低利息または無利子での資金貸付と民生委員による必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とします。 | 民生委員・児童委員への周知や、ケースワーカー、ホームヘルパー、障がい者相談員、介護支援専門員等と連携して、各種貸付制度等を「福祉サービス」の一つとして考え、貸付条件に該当するようなケースに対しては積極的に対応します。愛知県社協と連携して、窓口における相談支援、ホームページでの紹介、さらにハローワーク等関係機関と連携した制度の案内などの広報活動も実施します。 |
| | くらし資金貸付事業 | 生活的不安定な低所得者に対して、生活を保全し、経済的自立を助長することを目的とします。 | |